

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 第1回理事会

平成7年12月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金  
第一回理事会（平成7年12月19日）

資料

1. 設立者挨拶（原文兵衛）
2. 理事長、理事長代行の互選
3. 寄付行為、事業計画、予算、内部規則の報告

以上の議題に関する配付資料

役員等名簿

寄附行為

平成7年度事業計画及び収支予算

4. 対話チーム派遣（資料1）

5. 一時金支給について（資料2）

6. 広報について（資料3）

7. 今後の募金活動の強化について

8. その他

- ・NHKETV（資料4）

- ・ビデオ作成を検討したい。

- ・学習会・講演会の報告と今後の開催の働きかけ

- 12月8日 大分連合主催

- 講師 三木睦子さん、東審議官

- 12月10日 名古屋の市民運動

- 講師 高崎宗司さん

- 12月16日 山形

- 講師 三木睦子、大鷹淑子、大沼保昭さん

今後、各県の連合の労働組合などを中心に学習会を開催してもらおうよう働きかけたい。特に、2月の中旬に東京で学習会（対話チームの報告を兼ねて）を働きかけたい。

- ・議事録の扱い

- ・郵政省お年玉年賀葉書等寄附金配付の申請（資料5）

- ・募金状況（資料6）

初年度（平成7年度）事業計画書  
（設立許可日～平成8年3月31日）

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

基金発足の初年度に当たり、基金活動の趣旨・目的等の周知徹底を図るとともに、いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業を実施するための所要の準備を以下のとおり進めることとする。

- 1 女性アジア平和友好活動広報事業等補助金による女性のためのアジア平和国民基金事業に関するキャンペーンの実施
- 2 女性のためのアジア平和国民基金への助成・寄附金の募集
- 3 いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業実施のための各国における元従軍慰安婦の実態把握及び対話の推進
- 4 女性の名誉と尊厳を守る事業を実施するためのニーズ等実態の把握

初年度（平成7年度）収支予算書  
 （設立許可日から平成8年3月31日まで）

I 収入の部

（単位：円）

科 目		予 算 額	前年度 予算額	増 減	備 考
大 科 目	中 科 目				
基本財産収入	基本財産収入	70,000,000	0	70,000,000	基本財産 の3.5%
基本財産運用収入	基本財産利息収入	2,450,000	0	2,450,000	
寄附金収入	寄附金収入	2,000,000,000	0	2,000,000,000	
補助金収入	国庫補助金収入	412,121,000	0	412,121,000	
当期収入合計（A）		2,484,571,000	0	2,484,571,000	
前期繰越収支差額		0		0	
収入合計（B）		2,484,571,000	0	2,484,571,000	

II 支出の部

(単位：円)

科 目		予 算 額	前年度 予算額	増 減	備考
大 科 目	中 科 目				
事 業 費	運営審議会経費	1,580,000	0	1,580,000	
	キャンペーン関連 事務費	37,844,000	0	37,844,000	
	海外事情調査費	6,778,000	0	6,778,000	
	キャンペーン事業費	312,828,000	0	312,828,000	
管 理 費	一般事務費	53,091,000	0	53,091,000	
基 本 財 産	定期積立金	70,000,000	0	70,000,000	
予 備 費	予 備 費	0	0	0	
当期支出合計 (C)		482,121,000	0	482,121,000	
当期収支差額 (A) - (C)		2,002,450,000	0	2,002,450,000	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		2,002,450,000	0	2,002,450,000	

## 役員等名簿

役職名	氏名	職業	住所
理事	(設立者) 原文兵衛	前参議院議員、(社)中高年令者雇用福祉協会理事長	
理事	酒井真喜子	ジャーナリスト 国連婦人の地位委員会日本代表	
理事	榎本 康夫	全日本自治団体労働組合(自治労)副中央執行委員長	
理事	金田 一郎	全国社会福祉協議会副会長	
理事	金平 輝子	前東京都副知事	
理事	下村 満子	ジャーナリスト (財)東京顕微鏡院理事長	
理事	堀田 力	弁護士 さわやか福祉財団理事長	
理事	山口 達男	元駐シンガポール・スペイン大使、東京銀行顧問	
理事	鷲尾 悦也	日本労働組合総連合会事務局長	
監事	橋本 豊	元日本学術会議事務局長 (財)公益法人協会副理事長	

## 定 款 か ら の 主 な 変 更 点

- 名称に英語名 (Asian Women's Fund) を挿入 (第1条)
- 政府機関、国際機関等と協力して業務を行うことができる旨の規定を挿入 (第4条第2項)
- 指定寄附金として得た財産は別枠で管理する旨の規定を挿入 (第7条第3項)
- 資産総額変更時の登記手続の追加 (第13条)
- 理事長代行の名称を副理事長に変更 (第18条第2項)
- 理事異動時の登記手続の追加 (第18条第6項)
- 登記等に係る備付書類の追加 (第42条)
- その他財団法人設立を前提とした規定の削除等技術的変更

平成7年12月設立

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この財団法人は、財団法人女性のためのアジア平和国民基金と称し、アジア女性基金 (Asian Women's Fund) と略称する (以下この寄附行為において「本基金」という。)

### (事務所)

第2条 本基金は、主たる事務所を東京都港区赤坂2丁目17番42号に置く。

2 本基金は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 本基金は、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本基金は、前条の目的を達成するため、国内外において、次の事業を行う。

- (1) 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発
  - (2) いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
  - (3) 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援
  - (4) 医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等名誉や尊厳を侵害された女性を救済する事業の実施又はその支援
  - (5) 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態又は女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究若しくはその支援
  - (6) その他本基金の目的を達成するために必要な事業
- 2 本基金は、前条の目的を達成するため有益であると認めるときは、前項に掲げる事業につき、政府機関、国際機関その他公益性の高い団体と協力してこれを行うことができる。



## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 本基金の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (財産の種別)

第6条 本基金の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第7条 本基金の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。
- 3 運用財産のうち、所得税法第78条第2項第2号又は法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき大蔵大臣が指定した寄附金によって造成された財産に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとし、その方法は、理事会の議決を経、かつ内閣総理大臣及び外務大臣の承認を得て、理事長が別に定める。

### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本基金の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、内閣総理大臣及び外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第9条 本基金の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本基金の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、内閣総理大臣及び外務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計区分)

第12条 本基金は、一般会計のほか、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、理事会においてやむを得ないと認める場合を除き、第10条の予算に計上しなければならない。

3 第1項の特別会計から生じた収益又は剰余金は、すべて基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第13条 本基金の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に内閣総理大臣及び外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 本基金が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、内閣総理大臣及び外務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、本基金が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、内閣総理大臣及び外務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 本基金に、次の役員を置く。

理事 6名以上12名以内

監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(役員を選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長1名及び副理事長1名を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事を複数置く場合は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣及び外務大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣及び外務大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第19条 理事長は、本基金を代表し、その業務を掌理する。

2 副理事長は、本基金を代表し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本基金の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は内閣総理大臣及び外務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第22条 役員は無給とする。ただし、特別の事情がある場合は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本基金の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第19条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本基金に、評議員6名以上12名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 運営審議会

(運営審議会の設置等)

第34条 本基金に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、5名以上12名以内の委員をもって構成する。運営審議会の委員は、識見の高い者の中から、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 運営審議会の委員のうち2名以内は、理事をもって充てることができる。
- 4 運営審議会の委員は、互選により委員長を選任する。
- 5 運営審議会の委員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「運営審議会の委員」と読み替えるものとする。

(運営審議会の任務)

第35条 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、この基金の行う事業の運営に関する重要事項について審議し、助言を行う。

(運営審議会の運営)

第36条 運営審議会は、理事長の要請により会議を開く。

- 2 運営審議会の会議の議長は、委員長が行う。
- 3 理事は、運営審議会の会議に出席し、必要な説明を行うことができる。

- 4 運営審議会が会議を開いたときは、議事録を作成する。この議事録には、第31条の規定を準用する。
- 5 運営審議会の会議は、これを公開しない。

(必要な事項に関する定め)

第37条 前3条に定めるもののほか、運営審議会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣及び外務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本基金は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣及び外務大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 本基金が解散のときに有する残余財産のうち第7条第3項に規定する寄附金によって造成された財産は、国に寄附するものとする。

2 前項に規定する財産以外の残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣及び外務大臣の許可を得て、本基金と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第41条 本基金の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第42条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ

- い。
- (1) 寄附行為
  - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
  - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 補則

### (委任)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、本基金の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、内閣総理大臣及び外務大臣の設立許可があった日から施行する。
- 2 本基金の設立当初の理事・監事及び運営審議会委員は、第18条（役員を選任等）第1項の規定及び第34条（運営審議会の設置等）第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第20条（理事の任期）第1項の規定及び第34条（運営審議会の設置等）第5項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 3 本基金の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条（事業計画及び収支予算）の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 本基金の設立初年度の会計年度は、第16条（会計年度）の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。



平成 8 年 1 月からの対話チーム派遣について (案)

事務局121395

行き先	韓国	台湾	フィリピン
目的	将来、的確に事業を実行していくために、現地関係者との直接の対話を行ない、実情を把握する。同時に、基金活動の理解を推進する。		
日程	1 月 24 日前後	2 月初旬※旧正月を避けて	1 月 22 日～25 日
訪問者 基金より 4～5 名	高崎委員？ 事務局長、業務部	呼びかけ人大鷹氏、 事務局長、業務部	林委員、 業務部
面談相手	被害当事者、当該団体、在外公館、政府関係者（日本の外務省、厚生省等にあたる機関）、 <u>現地マスコミ、など</u> <span style="float: right;">在留邦人会</span>		
当該団体	太平洋戦争犠牲者遺族会／現生存強制軍隊慰安婦被害者対策協議会中央会／韓国挺身隊問題対策協議会／韓国「従軍慰安婦」被害者の会／ ※わかちあいの家	財台北市婦女救援社会 福利事業基金会	リラ・フィリピーナ
現地で 行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金の事業内容、現状を説明する</li> <li>・一時金の支給について、意見を聞く</li> <li>・お詫びの手紙について説明する</li> <li>・資料の整備と、歴史の教訓にするための事業について、説明する</li> <li>・医療／福祉施設外について説明、要望を聞く</li> <li>・被害当事者の名簿の入手を依頼する</li> <li>・当該団体より、団体の運営形態（資金調達等）について聞く</li> <li>・被害者より、当時の状況について聞く</li> <li>・被害者より、各人の現在の経済／健康状態、同居人の有無等について聞く</li> <li>・現地マスコミと懇談／会見する</li> </ul>		
備考			

資料3

**雑誌広告計画案**

12/13/1995

女性のためのアジア平和国民基金

	1色1P	1/3	その他
週刊朝日(朝日)	▼72万		
AERA(朝日)		▼56万	
サンデー毎日		▼78万(3本)	
週刊読売			
週刊文春		▼38万(3)	
女性自身	▼92万		
Wアサヒグラフ	29万		
NEWSWEEK日本版		▼68万(3)46万(2)	
レタスクラブ		▼54万(1)	
クロワッサン	95万		
プレジデント	96万		
日経ビジネス		131万	
週刊ダイヤモンド		▼69万(3)	
世界	▼15万		
文芸春秋		▼69万(3)	
			記事体TU 2色2P 161万円

▼ 611万円

**新聞広告計画案**

	段	全7段	全5段
日経新聞	105万円	735万円	525万円
朝日新聞	242万	1700万	1210万
東京新聞	83万	581万	415万
毎日新聞	185万	1295万	925万
読売新聞	276万	1932万	1380万

▼

1月15日(成人の日) 読売・日経 2667万円 読売・日経 1905万円  
朝日・日経 2435万 朝日・日経 1735万

## NHKE TV 池田さんとの会談報告

日時 12月18日

午前11時から12時30分

場所 於・「基金」事務局

面談者 多賀、原田、岡

冒頭、「基金」事務局より、次のように主張。

①「基金」に反対の意見だけが一方的に報道された。フェアな報道ではなかった。

②特に、「基金」を代表するインタビューが行われていない。

イ) 中嶋さんは、運営審議会委員という立場ではなく、自治労という立場からのインタビューの申し込みであり、「基金」としての発言が求められていない。

ロ) 高木健一さんは、「基金」に賛成しているが、「基金」とは関係ない。

ハ) したがって、「基金」を代表するインタビューは行っていない。

そのうえ、「基金」に賛成の中嶋、高木さんのインタビューを行っている（それぞれ約1時間行っている）にもかかわらず、一切放送しなかったのは、フェアではない

特に、高木さんに対しては、インドネシアに限定したインタビューで、川田さんのインドネシアに関するものをあれだけ多く放送したのは、弁解の余地がない。

③川田さんの「インドネシアでこれだけ多く人が名乗り出たのは、『基金』の悪い面がでた」という意味をどう理解して、放送したか。

これに対して、以下のようなやりとりがあった。

池田さんの回答 (①と②に関して)

「忙しい中で作ったため、フェアでない面があったことがあるかもしれない」。

池田さんの回答 (川田さんの発言に関して)

「インドネシアで、8月以降元従軍慰安婦問題がクローズアップされてから、お金がもらえるという噂がひろがり、「お金をとってきてあげる」など詐欺まがいのことが行われ、混乱が起きている。兵補協会は本来慰安婦とは関係ないのに、慰安婦でとりあえずお金をもらい、次に自分たちがもらおうとして、慰安婦を利用している。「基金」がお金を配るということからこうしたことが起きているという意味だと川田さんの発言を理解した」。

事務局の反論

「川田さんたちが主張している『国が責任を持って補償すべき』ということが実現したとしても、こうした混乱は起きる。このような混乱を起こすべきでないという主張なら、すべての『補償金』の支払いの否定につながる。兵補協会が慰安婦問題に着手したことは評価されることであって批判されることではない」。

#### 池田さんの発言

「アメリカの市民自由法のように、被害者を調査し、誠意を持って対応するには、国が責任を持って取り組まなければならない。「基金」ではできない」と指摘された。

#### 事務局の反論

「『基金』でできないときめつけるのはおかしい。逆に国だけではできないと考えている政府と民間が協力してこそできることである」。

#### 事務局から最後に要請

「『基金』に賛成の意見と川田さんのような『基金』に反対の意見だけを紹介し、この二つの意見の対立という側面だけのとりあげ方ではなく、もっと大きな反対があることをとりあげてほしい。「基金」が不十分であり、「国が責任をもって個人補償すべき」という意見は『基金』にかかわっているほとんどの人が考えている。しかし、巨大な反対勢力によってそれが阻まれている。これこそが、『基金』との本当の意味での対立点である。ぜひ、この観点で番組を作っていただきたい」。

#### 池田さんの回答

「そのつもりで作った。平和祈念館問題をとりあげたのもその表れと理解してほしい。実際、放送後右翼から毎日のように押しかけられている。しかし、今回の不十分であったことは認める。今後検討したい。だが、右翼からの圧力もあり、慰安婦問題を度々とりあげるのは内部での承諾がえられにくい」

《感想》基本的には、私どもの主張に池田さんからの反論はなく、それよりも納得したというポーズは作る。その反面、池田さんから度々、川田さんと変わらない発言がでくる。そういう意味では、「のれんに籠押し」という感じであった。一方で、今回の池田さんの取材に対する「基金」側の対応、特に、「基金」事務局の最初の対応が悪すぎた。そのことが、番組で「基金」側の紹介がなかった原因となっている面もあると言わざるをえない。今後の反省点である。

実施計画書

団体及び施設名	申請額	使途内容	資金計画等	備考																																										
<p>(団体名) 財団法人 女性のための アジア平和国民基金 (所在地) 107 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル (電話番号) 03-3583-9346</p> <p>(代表者職氏名) 理事 原文兵衛</p>	<p>1,000,000円</p>	<p>(事業内容) 女性総合相談センター(仮称)の相談内容 データベース化事業</p>	<p>(寄付金) 1,000,000円</p> <p>(自己資金) 0円</p>	<p>補助金は、 総理府から の補助金</p>																																										
<p>(施設名) 女性総合相談センター(仮称)</p> <p>(所在地) 団体所在地と同じ</p>	<p>必要とする理由</p> <p>当法人では、現代社会においても多くの女性とその名誉と尊厳を傷つけられ心身に深い傷を負っている実情に鑑み、これら社会的に弱い立場にある女性の福祉を増進するため、当法人内に「女性総合相談センター(仮称)」を開設し、専門家によるカウンセリング等の相談業務を実施することとしている。</p> <p>「女性総合相談センター(仮称)」においては、個別の相談の効率的なフォローアップのためにも、また、相談実例を蓄積、共有、分析して相談サービスの質の向上を図るためにも、相談内容をデータベース化しなければならず、そのため専門相談員にパソコン一式を配備する必要があるが、総理府からの補助金では配備が困難であるため、寄付金の配分を申請するものである。</p>	<p>(規模、構造) パソコン一式の配備</p> <p>(金額内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>パソコン本体 1台 @268,000円</td> <td>268,000円</td> </tr> <tr> <td>(富士通FMV-5120D5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パソコン本体 2台 @198,000円</td> <td>396,000円</td> </tr> <tr> <td>(富士通FMV-5100D5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LAN 用ホ-ド 3台 @13,800円</td> <td>41,400円</td> </tr> <tr> <td>(メル LCI-T2S)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LAN 用ハブ 1台 @11,800円</td> <td>11,800円</td> </tr> <tr> <td>(メル LHB-S4J)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LAN 用ケーブル 3本 @1,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>(メル ETP-5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データベース統合ソフト3組 @33,000円</td> <td>99,000円</td> </tr> <tr> <td>(Microsoft Office 95 Pro)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プリンタ 1台 @219,800円</td> <td>219,800円</td> </tr> <tr> <td>(キヤノン LBP-A309GII)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペーパーフィーダ 1台 @48,000円</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>(キヤノン PF-5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プリンタケーブル 1本 @1,440円</td> <td>1,440円</td> </tr> <tr> <td>(メル KDV-P2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,090,840円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>32,725円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,123,565円</td> </tr> </table>	パソコン本体 1台 @268,000円	268,000円	(富士通FMV-5120D5)		パソコン本体 2台 @198,000円	396,000円	(富士通FMV-5100D5)		LAN 用ホ-ド 3台 @13,800円	41,400円	(メル LCI-T2S)		LAN 用ハブ 1台 @11,800円	11,800円	(メル LHB-S4J)		LAN 用ケーブル 3本 @1,800円	5,400円	(メル ETP-5)		データベース統合ソフト3組 @33,000円	99,000円	(Microsoft Office 95 Pro)		プリンタ 1台 @219,800円	219,800円	(キヤノン LBP-A309GII)		ペーパーフィーダ 1台 @48,000円	48,000円	(キヤノン PF-5)		プリンタケーブル 1本 @1,440円	1,440円	(メル KDV-P2)		小計	1,090,840円	消費税	32,725円	合計	1,123,565円	<p>(補助金) 123,565円</p> <p>(借入金) 0円</p> <p>合計 1,123,565円</p>	
パソコン本体 1台 @268,000円	268,000円																																													
(富士通FMV-5120D5)																																														
パソコン本体 2台 @198,000円	396,000円																																													
(富士通FMV-5100D5)																																														
LAN 用ホ-ド 3台 @13,800円	41,400円																																													
(メル LCI-T2S)																																														
LAN 用ハブ 1台 @11,800円	11,800円																																													
(メル LHB-S4J)																																														
LAN 用ケーブル 3本 @1,800円	5,400円																																													
(メル ETP-5)																																														
データベース統合ソフト3組 @33,000円	99,000円																																													
(Microsoft Office 95 Pro)																																														
プリンタ 1台 @219,800円	219,800円																																													
(キヤノン LBP-A309GII)																																														
ペーパーフィーダ 1台 @48,000円	48,000円																																													
(キヤノン PF-5)																																														
プリンタケーブル 1本 @1,440円	1,440円																																													
(メル KDV-P2)																																														
小計	1,090,840円																																													
消費税	32,725円																																													
合計	1,123,565円																																													
<p>(職種別)</p> <p>(現定員)</p>			<p>(工期等) 納入予定日 平成8年 5月1日</p>																																											
		<p>(所要経費) 1,123,565円</p>																																												

募金状況について（12月15日現在の速報による）

（郵政省よりの速報による。金額については手数料を控除した後の残額が計上されている。  
 なお、※は基金、日赤、全社協に対する銀行振込で外枠。合計欄にはこの分も含め集計

月 日	基 金		日 赤		全 社 協		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	
1995年8月16日	95	14,549,933	0	0	0	0		
8月18日 （累計）	366	17,650,805	6	46,440	0	0		
8月23日 （累計）	1,130	29,116,319	48	575,244	6	8,000		
8月25日 （累計）	1,350	31,454,020	64	710,904	8	71,000	1,422	32,235,924
9月1日 （累計）	1,717	36,632,232	97	1,076,104	11	171,933	1,825	37,880,269
9月8日 （累計）	1,974	41,530,641	126	1,402,059	15	206,344	2,115	43,139,044
9月14日 （累計）	2,064	43,069,785	134	1,429,463	17	257,735	2,215	44,756,983
9月22日 （累計）	2,143	48,423,349	143	1,509,387	18	258,825	2,304	50,191,561
9月29日 （累計）	2,209	52,567,381	157	2,023,285	19	458,615	2,385	55,049,281
10月6日 （累計）	2,269	54,399,359	161	2,049,105	21	464,495	2,451	56,912,959
10月13日 （累計）	2,329	56,003,035	163	2,062,531	22	464,935	2,514	58,530,501
10月20日 （累計）	2,375	56,875,584	※ 169 5	※ 2,284,698 1,038,000	※ 23 1	※ 483,825 10,000	2,578	60,711,987
10月27日 （累計）	2,424	57,574,635	※ 175 5	※ 2,323,766 1,038,000	※ 25 1	※ 485,205 10,000	2,630	61,431,606
11月2日 （累計）	2,465	57,983,340	※ 178 5	※ 2,338,845 1,038,000	※ 25 1	※ 485,205 10,000	2,674	61,855,390
11月10日 （累計）	※ 2,505 27	※ 59,032,272 607,267	※ 183 5	※ 2,358,027 1,038,000	※ 26 1	※ 495,145 10,000	2,747	63,540,711
11月17日 （累計）	※ 2,652 1,992	※ 60,692,799 9,907,267	※ 190 5	※ 2,485,677 1,038,000	※ 29 1	※ 499,085 10,000	4,869	74,632,828
11月24日 （累計）	※ 2,876 1,992	※ 63,408,085 9,907,267	※ 195 5	※ 2,511,601 1,038,000	※ 29 1	※ 499,085 10,000	5,098	77,374,038
12月1日 （累計）	※ 3,585 1,992	※ 71,802,489 9,907,267	※ 205 5	※ 2,622,559 1,038,000	※ 29 1	※ 499,085 10,000	5,817	85,879,400
12月6日 （累計）	※ 4,735 1,993	※ 78,688,201 19,907,267	※ 215 5	※ 2,700,002 1,038,000	※ 29 1	※ 499,085 10,000	6,733	102,842,555
12月8日 （累計）	※ 4,829 1,993	※ 92,360,868 19,907,267	※ 215 5	※ 2,700,002 1,038,000	※ 29 1	※ 499,085 10,000	7,072	116,515,222
12月15日 （累計）	※ 5,066 1,993	※ 100,400,493 19,907,267	※ 219 5	※ 2,711,822 1,038,000	※ 30 1	※ 501,185 10,000	7,314	124,568,767